

「社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について」答申（概要）

第1 番号制度に係る新たな条例の制定の必要性

- 1 番号法の個人情報保護制度における位置付け
 - (1) 番号法は、個人情報保護法等の特別法という位置付け
 - (2) 個人番号及び個人番号を含んだ個人情報（特定個人情報）の取扱いは、一般的な個人情報よりも厳格に制限
- 2 番号法が都の個人情報保護制度に及ぼす影響
 - (1) 個人番号及び特定個人情報は、個人情報保護条例における一般的な個人情報とは取扱いが大きく異なる。
⇒番号制度の導入に当たり、仮に条例の改正のみによって対応すれば、二つの条例の中に二つの制度が併存することになり、制度運用に混乱が生じる。
 - (2) 個人情報保護条例における個人情報の定義は、番号制度における個人情報の定義よりも範囲が広い。
⇒仮に同条例を番号制度の考え方に合わせて改正した場合には、従来の制度より狭い範囲の情報が個人情報に該当することになり、個人情報保護制度の後退につながる。
- 3 都における番号制度に係る条例等の整備の考え方
既存の個人情報保護制度に混乱を生じさせるような現行条例の大幅な改正による対応は、必ずしも適切ではない。

新たな条例等の制定が必要

- ①都民の権利利益の保護を的確に実施
- ②都民等にとってわかりやすい制度の構築
- ③制度運用における混乱を防止し、都政の適正な運営を確保

※個人情報保護条例の改正も、合わせて実施

第2 新条例に盛り込むべき主な内容①

- 1 条例の目的
都における個人番号及び特定個人情報の安全かつ適切な取扱いを確保するために、個人情報保護条例の特例を設けることを明らかにする必要がある。
- 2 個人番号及び特定個人情報に対する保護措置
 - (1) 特定個人情報の定義
番号法において規定されている特定個人情報の定義について、実務に合わせた定義の整理を行うことが必要
⇒「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「評価対象特定個人情報」の3つの定義に整理すべき
 - (2) 個人番号の利用範囲
番号法は、個人番号の利用を法定の場合のみに限定
⇒これに対応して、個人番号の利用範囲について厳格な制限を設けるべき
 - (3) 特定個人情報の利用
番号法は、事務の目的の範囲を超えた特定個人情報の利用を原則的に禁止
⇒番号法の規定に則して、厳格な制限を設けるべき
 - (4) 特定個人情報の提供
番号法は、特定個人情報の提供を法定の場合のみに限定
⇒番号法の規定に則して、厳格な制限を設けるべき

第2 新条例に盛り込むべき主要内容②

(5) 特定個人情報の開示請求等

- ① 番号法は、地方公共団体に対し、保有する特定個人情報の開示等を実施するための措置を講ずることを要求

⇒特定個人情報の開示請求等について、規定の整備をすべき

- ② 番号法は、個人情報保護条例において認められていない任意代理人による開示請求等を認めている。

⇒任意代理人による開示請求等を認める規定を整備すべき

(6) 特定個人情報の非開示事由

番号法が特定個人情報の提供等に対して厳格な制限を課している趣旨に鑑みて、例外事由なく全て非開示とする取扱いが必要

⇒開示請求者以外の者の特定個人情報を非開示情報とする新たな規定を整備すべき

(7) 個人番号利用事務等の再委託

番号法は、個人番号利用事務等について委託を受けた者は、再委託を行うことができる旨を規定

⇒個人番号利用事務等についての再委託が可能である旨を規定すべき

(8) 特定個人情報保護評価

番号制度は、個人番号を利用する事務において、特定個人情報保護評価の実施を義務付け

⇒特定個人情報保護評価の実施について、明確な規定を設けるべき

第3 個人情報保護条例において改正すべき主要内容

新条例の制定に伴い、制度上の調整が必要な事項について、個人情報保護条例の改正を併せて行うべきである。

1 オンラインによる保有個人情報の提供

番号法は、異なる機関の間における情報連携について、情報提供ネットワークシステムを通じて行うことを原則としている。

⇒オンラインによる保有個人情報の提供を原則禁止する規定については、必要な措置を講じることによってオンラインによる保有個人情報の提供が可能となるように改正すべき

2 保有個人情報の利用・提供

個人情報保護条例では、保有個人情報の目的外利用と目的外提供の規定が同一の条文中で併せて規定されているが、番号法は特定個人情報の利用・提供について規定上明確に区別している。

⇒新条例の制定に合わせ、保有個人情報の利用と提供を明確に分けた取扱いをするよう、別々の規定を設けるべき

3 個人情報を取り扱う事務の再委託

個人情報を取り扱う事務の再委託については、個人情報保護条例では条文中明記されていないが、番号法においては、個人番号利用事務等の再委託が許容される要件や監督責任の所在等が明確に規定されている。

⇒新条例の制定に合わせて再委託を認めることとし、再委託先への監督責任の明確化、再委託がなされるに当たって講じられるべき措置等について、条例等で明文化すべき